

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ 外2名

被告 国

5

原告ら第2準備書面 収容の違法



2022年9月9日

名古屋地方裁判所民事第10部合議ロB係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也



身体の自由は、生命に次ぐ根源的な権利です。表現の自由も、職業選択の自由も、あるいは参政権も、拘束された状態では、その自由を十分に享受す

15 ることはできません。

16 ウィシュマさんが亡くなる前日の2021年3月5日、入管職員から「なにか希望はありますか。」と質問されたのに対し、彼女はただ一言、こう答えました（甲23・同日付面接記録書）。

20

「そと」

食事も取れず、自らトイレにも行かれなくなり、話もまともにできなくなっていたウィシュマさんが、最後まで希望していたのは、外に出ることなのでした。

25 これほどまでに、拘束されない自由、身体の自由は、根源的なものなのです。

この準備書面では、ウィシュマさんの身体の自由を奪い、収容を継続し、死に至らせたことが違法であることにつき、訴状の主張を補充して述べることとします。

目次

第1 国賠法1条1項における「違法」の意義について	6
第2 慎意的な収容は違法であること	9
1 はじめに	9
5 2 自由権規約は「恣意的な収容」(arbitrary detention) を禁じていること	10
10 3 慎意的な収容とはなにか	11
14 4 被告が標榜する「収容前置主義」「原則収容主義」は自由権規約9条1項に反すること	14
10 5 被告主張の「在留活動の禁止」は、収容の目的として不合理であること	14
6 被告主張の「仮放免制度の概要」は自由権規約9条1項に反すること	15
15 7 小括	16
15 第3 2020年8月20日以降、ウィシュマさんを仮放免せず収容継続したことは、恣意的な収容にあたり、違法であること	16
1 1 ウィシュマさんはDV被害者であり、収容は合理性を欠くこと	17
(1) DV被害の影響と在留資格の喪失とは関係なく保護すべきこと	17
(2) DV被害の影響により超過滞在となったことが窺われること ..	19
(3) 小括	21
2 2 ウィシュマさんに逃亡のおそれはなく、収容の必要性がなかったこと	22
(1) 入管収容の目的は「送還のための逃亡の防止」であり、逃亡のおそれはない収容には必要性がないこと	22
(2) ウィシュマさんに逃亡のおそれはなかつたこと	22

	(3) 小括	24
3	送還がなされる見込みがなく、収容を続ける必要性がなかったこと ..	25
	(1) 送還がなされる見込みのない収容も、必要性を欠くこと	25
	(2) ウィシュマさんは強制送還される見込みがなかったこと	25
5	4まとめ	26
	第4 1回目の仮放免許可申請について許可をせず収容を継続したことの違法性	26
10	1 帰国させる圧力として収容を用いており、不当、違法な目的による収容にあたり、合理性を欠くこと	26
	(1) ウィシュマさんが在留を希望するようになった経緯	27
	(2) 帰国させる圧力として収容を用いるのは、目的において明らかに不当、違法であること	28
	(3) 1月4日以降の収容継続は、不当、違法な目的による収容にあたりること	29
15	2 逃亡のおそれが一層なくなり、収容の必要性がなかったこと	29
	(1) 仮放免後の確実な住居が提供されたこと	29
	(2) 身元保証人が仮放免不許可の理由であるかのような被告主張は誤っていること	30
20	3 送還の見込みがないまま収容が長期化し、必要性、比例性を欠き違法であつたこと	31
	4 2021年1月下旬以降、健康不良が顕在化したウィシュマさんに対する収容は、比例性を欠き違法であったこと	32
	(1) 身体的又は精神的健康に対する影響が大きい収容は、比例性を欠くこと	32
25	(2) 名古屋入管は、ウィシュマさんの深刻な健康状態から目をそらして収容を継続したこと	32

5 まとめ	33
第5 2月15日前後に仮放免せず収容を継続したことは違法である	34
第6 2月22日以降2回目の仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続 したことは違法であること	34

第1 国賠法1条1項における「違法」の意義について

国賠法1条1項における「違法」の意義について、被告は第1準備書面31頁以下で、いわゆる職務行為基準説に拠って、ことさらに注意義務違反を緩和するような主張をしているため、これに反論する。

5 1 前提として、立法経過に照らすと、国賠法1条の「違法」と「故意又は過失」を、民法709条と同じ判断枠組みで捉えてみると、ごく自然な考え方とされている（甲24・中川丈久「国家賠償法1条における違法と過失について」74頁）。

10 そして、「最高裁は、民法709条の不法行為の成否に関する分析枠組みを、そのまま、国賠1条訴訟にも利用していると言ってよいように思われる。…その限りで、行政法学説における公権力発動要件説と職務義務違反説の対立は、解消されるのではないだろうか。」と指摘されている（甲24・95頁）。

15 2 本件を、生命、身体の安全（健康も含む）への侵害の事案と考えれば、最高裁を含め、民法709条の違法性、「故意又は過失」と国賠法1条の「違法」、「故意又は過失」を同一の枠組みで、同様に考えることに異論はないと思われる（甲24・80頁の第1類型「1. 人身傷害」）。

20 3 本件を、「法律上の地位」（個別法が直接に、または行政処分によって発生させるはずであった権利その他の法的地位。甲24・79頁右列14行目以下）の侵害、例えば、収容を継続したこと、仮放免をしなかつた処分等の違法の事案と捉えたとしても、最高裁判決を整理してみると、最高裁は、民法709条の不法行為の成否に関する分析枠組みを、そのまま、国賠1条訴訟にも利用していると言ってよいに思われる、という指摘があることは、前述のとおり（甲24・95頁）である。

25 加えて、立法経緯、及び「行政法学説では、『行政行為それ自体の違法とは別に国家賠償法上の違法の概念を建てるこ』への抜きがたい疑

間が共有されることが多く、『法律による行政の原理を支配する行政過程と行政賠償制度とを整合的に結合』するべきだという考え方が強調される」という指摘を踏まえると（甲24・73頁）、生命、身体の安全（健康も含む）への侵害の事案でもある本件においては、民法709条の不法行為の成否に関する分析枠組みで、違法、故意過失を検討すれば足りるというべきである。

4 そもそも、いわゆる違法性相対論は、国賠法上の違法を制限するための議論ではないから、「国賠法上1条1項にいう違法は、…究極的には他人に損害を加えることが法の許容することであるかという見地からする行為規範違反性と解すべきである」（被告第1準備書面31頁）と考えたとしても、本件では、被告について「違法」があったか、「故意過失」があったか、を検討すれば足りる。

5 この点、被告は、国家賠償法上の違法を制限するため、本件にいわゆる職務行為基準説が妥当するかのような主張をする。しかし、職務行為基準説は、刑事司法手続上の行為の違法性の有無の判断基準について議論されているものであって、無罪判決が確定すればそれに先行する刑事司法上の諸行為が当然違法となる、結果違法説との対比で論じられるものである。被告が引用する最高裁平成5年3月11日第1小法廷判決も、税務署長のする所得税の更正の違法性の有無の判断基準としても、いわゆる職務行為基準説が妥当する旨を明らかにしたものと解されるに過ぎず（判例解説平成5年度上384頁以下）、本件には妥当しない。

そもそも、無罪判決を受けた被告人が国賠1条訴訟を提起した事案についての最高裁昭和53年10月20日「判決を機に、当初、行政法学説では、『職務行為基準』などというとらえ方が生まれたが、しかし不法行為の判断枠組みとしては、なんら、特殊なものではないと思われるるのである。」という指摘もあるところである（甲24・93頁）。

さらに、被告が第1準備書面31頁から32頁において引用している他の各裁判例は、以下のとおりいずれも生命、身体の安全が侵害されたものではない。

① 最高裁判所昭和60年11月21日判決（民集第39巻7号151
5 2頁）

在宅投票制度を廃止しこれを復活しなかった立法行為の不作為が違法であり、自己の選挙権行使がすべて不可能あるいは著しく困難ならしめられたことに対し少なからぬ精神的苦痛を受けたと主張したものであって、立法作用の不作為に関するものである上、個人の生命・身体の安全を侵害した事案ではない。
10

② 最高裁判所平成17年9月14日判決（民集第59巻7号2087
頁）

「立法不作為の結果、上告人らは本件選挙において投票をすることができず、これによる精神的苦痛を被った」とするものであって、立法作用の不作為に関するものである上、個人の生命・身体の安全を侵害した事案ではない。
15

③ 最高裁判所平成27年12月16日判決（民集第69巻8号242
7頁）

民法733条1項の待婚期間改廃に関する立法不作為により（平等原則違反である）再婚禁止期間の規定のために婚姻が遅れ、これによって精神的苦痛を被ったとの主張したものであって、立法作用の不作為に関するものである上、個人の生命・身体の安全を侵害した事案ではない。
20

④ 最高裁判所平成11年1月21日判決（集民第191号127頁）

市長が住民票に非嫡出子の世帯主との続柄を「子」と記載したことにより、記載の内容に当該記載に係る住民等の権利ないし利益を害し、精神的苦痛を被ったと主張したものであって、個人の生命・身体の安全を
25

侵害した事案ではない。

6 いずれにせよ、本件は、生命、身体の安全（健康も含む）の侵害の事案であり、民法709条の不法行為の成否と同様に、違法、故意過失を検討すれば足りるのである。

5 以上より、職務行為基準説に基づく被告の主張には、理由がない。

第2 慎意的な収容は違法であること

1 はじめに

訴状において、原告は、入管収容は人間のあらゆる活動の自由を奪うことにより、精神的、身体的に甚大な苦痛をもたらす行為であり、本件におけるウィシュマさんに対する収容は違法であることを主張した（訴状12頁以下）。

これに対して、被告は、「ウィシュマ氏に仮放免を許可せずに収容を継続したことは、入管法が規定する退去強制手続にのつとった適法なものであり、名古屋入管の職員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とウィシュマ氏の収容を継続していたとは認められ」ないと反論した（被告第1準備書面33頁）。

しかしながら、収容が、たとえ（形式的には）「入管法が規定する退去強制手続にのつとった」ものであっても、それが慎意的な収容に該当する場合は、違法である（なお、入管法上、適法であることを認める趣旨ではない）。

過去の入管収容に関する裁判においては、そのほとんどにおいて、入管法レベルにおいて適法という判断がなされてきた。しかし、入管法の枠組みによっては、身体の自由を奪われた人々の権利が、十分に保障されないことが、2020年の国連慎意的拘禁作業部会の意見などによっ

て、今や社会的に明らかとなっている（甲25）¹。ウィシュマさんの救済を妨げたのは、後述のとおり、被告が入管法解釈として主張する「原則収容主義」に他ならないのである。

そこで本準備書面においては、ウィシュマさんに対する収容の継続は、
5 条約である自由権規約が禁じる「恣意的な収容」にあたり、違法であつたことについて、論じる。

2 自由権規約は「恣意的な収容」（arbitrary detention）を禁じていること

自由権規約9条1項は、次のとおり、身体の自由を保障しており、恣意的な収容（detention）を禁じている。
10

（自由権規約9条1項）

すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

15 条約は、締結と共に国内的効力を有し、法律に優位する（憲法98条2項）。そして、自由権規約9条1項については、その明確性から、国内での直接適用が可能である。したがって、たとえ形式的には法律（入管法）の適用によって収容がなされたとしても、実際に行われた収容が「恣意的な拘禁」に当たる場合は、同収容は同規約に違反し、違法（違
条約）となる。

自由権規約を直接適用した裁判例としては、東京高裁平成5年2月3日判決（東京高裁判時報44巻1～12号11頁）が、自由権規約14条3項（f）の「無料で通訳の援助を受けること」を直接適用して、
20 訴法181条1項本文により被告人に通訳費用の負担を命じた原判決を

¹ 意見書全文は https://naad.info/wgad_opinion20200925/ から入手可。

破棄した。

最高裁においては、自由権規約が直接適用された判例はまだないものの、最高裁令和3年6月23日大法廷決定（令和2年（ク）第102号、裁判集（民事）266号1頁）の宮崎裕子、宇賀克也の反対意見は、女子差別撤廃条約について、「条約が締約国に対して法的拘束力がある文言で締約国の義務を定めている場合には、かかる義務には、国家機関たる行政府、立法府及び司法府を拘束する効力があると解される」として、同条約2条及び同16条1項が、国家機関に対して法的拘束力を有すると述べている。

自由権規約委員会は、自由権規約が裁判所によって適用された件数が限られていることに対して、繰り返し懸念を表明しており（第5回、第6回自由権規約政府報告書審査総括所見。甲26の1・パラグラフ7、甲26の2・パラグラフ6）、同規約の積極的な適用が望まれている。

3 慎意的な収容とはなにか

自由権規約の条文の解釈については、自由権規約委員会が、「一般的意見」（同規約40条4項）によって、解釈指針を示している。「一般的意見」には法的拘束力はないが、条約を解釈するにあたり重要な補足的手段となる。

この点、たとえば大阪高判平成6年10月28日（判例タイムズ868号59頁）において、「（自由権規約）委員会は、B規約の個々の条文を解釈するガイドラインとなる『一般的意見』を公表しており、右『一般的意見』や『見解』がB規約の解釈の補足的手段として依拠すべきものと解される」とされたほか、広島高判平成11年4月28日（高等裁判所刑事裁判速報集平成11年136頁）、東京地判平成18年6月29日（最高裁判所刑事判例集66巻12号1627頁）においても、一般的意見が同規約の解釈において有用とされているとおりである。

そして、自由権規約9条1項が禁じる恣意的な収容の解釈については、
2014年に発表された一般的意見35「第9条（身体の自由及び安全）」が、国内法に基づく場合であっても、合理性、必要性、比例性を欠く場合は、恣意的な収容となることを、次のように明らかにしている
(甲27)。

(自由権規約委員会一般的意見35)

12. 逮捕又は抑留が、国内法により許容されているにもかかわらず、恣意的な場合もある。「恣意性」の概念は、「法律違反」と同等に扱うべきではなく、不適切かどうか、不正義かどうか、予測可能性及び法に基づく適正手続（デュー・プロセス）が欠如していないかという要素並びに合理性、必要性及び比例性（proportionality）の要素も含めてより広く解釈されなければならない。

さらに、一般的意見35は、入管収容について、次のような場合に恣意的な収容となることを示している。

18. 入国管理の手続過程における抑留は、それ自体が恣意的とはいえないが、当該抑留は、諸事情に照らして合理性、必要性及び比例性（proportionate）があるとして正当性が認められなければならず、期間の延長の際には再評価されなければならない。違法に締約国の領域に入った庇護希望者は、彼らの入国について記録し、彼らの主張を記録し、疑いがある場合には身元を特定するために、初期の短期間、抑留され得る。彼らの主張の審理中もさらに抑留することは、逃亡の個別的蓋然性、他者に対する犯罪の危険又は国家安全保障に反する行為の危険といった個人特有の特別な理由がない場合、恣意的になるだろう。決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならず、広範な類型の強制的なルールに基づくものであってはならない。また、決定に際しては、逃亡を防止するため

の報告義務、身元引受人又はその他の条件など、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段を考慮に入れなければならない。
さらに、決定は、定期的な再評価及び司法審査を受けなければならぬ。移住者の抑留に関する決定においては、身体的又は精神的健康に対する抑留の影響も考慮に入れなければならない。いかなる必要な抑留も、適切で、衛生的で、刑罰的でない施設で行われるべきであり、刑務所で行われるべきではない。無国籍又はその他の障壁のために締約国が個人を追放できないことは、無期限の抑留を正当化するものではない。(略)

一般的意見35を補足的手段の資料として、自由権規約9条1項を解釈すると、少なくとも次のような入管収容は、恣意的な収容にあたり、違法となる。

5

○必要性がない場合。すなわち、収容の目的に照らした必要性がない場合

○合理性がない場合。すなわち、収容の目的が、不適切、違法な場合

○比例性がない場合。すなわち、

10

- ・収容の必要性があっても、収容すると均衡を欠く場合
- ・目的を達成するためにより権利侵害の小さい手段がある場合
- ・身体的又は精神的健康に対する影響が大きく、均衡を欠く場合

15

被告が、第1準備書面33頁以下で述べる、入管法の退去強制手続や、入管収容に関する解釈は、いずれも、この恣意的な収容の禁止に反するものであり、首肯できないものである。以下、各点について述べる。

4 被告が標榜する「収容前置主義」「原則収容主義」は自由権規約9条1項に反すること

被告は、第1準備書面34頁以下で、「退去強制手続は、容疑者の身柄を拘束して行うのが原則である（収容前置主義）（原則収容主義）」と主張する。

しかしながら、この「収容前置主義」「原則収容主義」という建前自体が、恣意的な収容に直結し、自由権規約9条1項に違反する。

すなわち、自由権規約9条1項は、「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する」と定めており、身体の自由が常に原則でなければならない。

この理は、上記一般的意見35パラグラフ18の「（収容の）決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならず、広範な類型の強制的なルールに基づくものであってはならない」という箇所を読めば、明らかである。

退去強制令書が発せられたという一事をもって、必要性、合理性、比例性等を要件とせずに、一律に収容できるとする「原則収容主義」は、それ自体が、自由権規約9条1項に違反する。

5 被告主張の「在留活動の禁止」は、収容の目的として不合理であること

被告は、第1準備書面36頁以下で、退去強制手続における収容の目的の一つに「在留活動の禁止が含まれる」と主張するが、この在留活動の禁止主張も、自由権規約9条1項に違反し、採る余地はない。

そもそも、入管法上、在留活動の禁止が収容の目的であることを示すような条文は存在しないばかりか、被告において、根拠とする学説や国際文書の引用もない。収容には個別事案ごとに合理性、必要性、比例性がなければならないとする上記一般的意見からは、到底採り得ない主張

であることは明らかである。

被告が第1準備書面において在留活動の禁止主張が「自明の理」と述べる根拠は、「一連の退去強制手続は収容令書又は退去強制令書により身柄を拘束して行うのが原則であるため・・・容疑者を収容しないことは、同人の本邦内における在留活動を事実上認めることとなり、背理である」（37頁5行目）という点にある。ところが、次頁では「在留活動の禁止は、退去強制令書の執行による収容が継続されることによって達成される性質のものである」（38頁13行目）という循環論法に陥っている。

結局のところ、在留活動の禁止主張は、逃亡の防止（送還のための身柄確保）という目的だけでは論拠づけることが不可能な「原則（全件）収容主義」を正当化するために、被告によって編み出された產物でしかなく、それを過去の裁判例によって所与のものであるかのように見せかけた、悪しき空論というほかない。

このように、在留活動の禁止主張は「原則収容主義」と表裏一体をなすものであり、自由権規約9条1項に違反する。在留活動の禁止は、適法な収容の目的とはなり得ないのである。

6 被告主張の「仮放免制度の概要」は自由権規約9条1項に反すること

被告は第1準備書面40頁以下で、仮放免制度について、「自費出国若しくはその準備のため又は病気治療のため等、身柄を収容するとかえて円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的配慮を要する場合等特段の事情がある場合」に「例外的に認められる措置」と主張しているが、このような「例外的措置」としての仮放免の位置づけも、自由権規約9条1項に違反する。

上記のとおり、身体の自由が常に原則でなければならないことからすれば、仮放免が原則であり、収容よりも優先して考慮されなければなら

ない。この理は、上記一般的意見 35 パラグラフ 18において、「(収容の) 決定に際しては、逃亡を防止するための報告義務、身元引受人又はその他の条件など、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段を考慮に入れなければならない」とされているとおりである（甲 27・5 頁）。

したがって、被告の、「仮放免は・・・例外的に認められる措置であって、その許否の判断は入国者収容所長等の広範な裁量に委ねられないと解される」（第 1 準備書面 41 頁）という主張は、仮放免を「例外的」としている点で、前提を欠く。身体の自由を実現する仮放免が「原則」である以上、入国者収容所長等に「広範な裁量」は存在しない。仮放免が可能であるにもかかわらず、これを許可せずに収容を継続することは、目的を達成するためにより権利侵害の小さい手段がある場合に当たるため、「恣意的な収容」となり、違法である。

7 小括

以上のとおり、自由権規約 9 条 1 項が保障する身体の自由の原則からすれば、入管収容は例外であり、必要性、合理性、比例性なく行われた ウィシュマさんに対する収容、仮放免が可能であったのにこれを許可しなかつたことによる収容の継続は、自由権規約 9 条 1 項に反し、違法である。

以下、項を改めて、訴状記載の時期に沿って、ウィシュマさんに対する収容が「恣意的な収容」に当たり、違法であったことについて述べる。

第3 2020年8月20日以降、ウィシュマさんを仮放免せず収容継続したことは、恣意的な収容にあたり、違法であること

25 ウィシュマさんに対する 2020 年 8 月 20 日以降の収容は、①DV 被害者であるウィシュマさんを収容したことがそもそも収容の目的に照

らして不合理であったことに加え、②逃亡のおそれもなかったことから収容の必要性がなく、さらに、③当時はスリランカへの送還が客観的に困難であり、ウィシュマさんの送還がなされる見込みがなかったことからも収容の必要性がなかったため、恣意的な収容であった。

5 以下、各項目について述べる。

1 ウィシュマさんはDV被害者であり、収容は合理性を欠くこと
10 ウィシュマさんがDV被害者であったことについては、被告においても争っていないと思われる一方、「元交際相手からのDV被害の影響により不法残留となったといったことをうかがわせる事情は認められない」
（被告第1準備書面42頁）として、収容が違法ではなかったと述べた
いようである。

15 しかしながら、そもそもDV被害者の保護の見地からは、DV被害の影響と在留資格を喪失したことに関連性を要しない。また、そもそも、「元交際相手からのDV被害の影響により不法残留となったといったことをうかがわせる事情は認められない」という被告の主張も事実誤認がある。

（1）DV被害の影響と在留資格の喪失とは関係なく保護すべきこと

法務省入国管理局（当時の名称）がDV措置要領（甲12）を作成した経緯は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の一部が改正され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本の方針」（以下「DV防止施策基本方針」という。）が同改正法の施行に併せて改正され、いわゆるDV事案への政府としての取組みが強化されるとともに、同事案に対する社会的な関心の高まりが認められる状況を踏まえ、外国人被害者については、今後「より一層保護の観点に立って慎重に対応していく必要がある」ためであった（同1頁）。

ここで言及されているDV防止施策基本方針（甲28）は、次のように規定する（下線は原告ら代理人）。

5

10

「外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者等も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である」（甲28・31頁及び32頁）。

かかる方針に基づいて、DV措置要領（甲12）は次のように規定する。

15

20

「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・適格な対応が求められていることにつかんがみ、DV被害者の保護を旨とし、在留審査又は退去強制手続において、DV被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に配慮しなければならない。」（甲12・1頁。2018年1月には、上記DV措置要領を一部改正した「DV事案に係る措置要領の一部改正について（通達）」が出され、地方入国管理局長と職員間に周知された。甲29）。

すなわち、入管収容は、DV被害者に対して更なる人権侵害を与えるものであり、適切でないから、人権侵害を伴わない手段として、身体を解放したうえで同手続を進めるべきことが規定されている。

25

したがって、DV被害者については、在留資格を喪失したことと関連性がなくとも、人道上、収容をするべきではない。収容をすることは、心身共に過酷な状況に置かれていたDV被害者に、更なる人権侵

害を与えることになるため、送還という目的との関係で、手段として適切でないから、合理性を欠く。

そして、被告は、ウィシュマさんがDV被害者であったことを争っていない（被告第1準備書面40頁ないし43頁参照）。それにもかかわらず、⁵ ウィシュマさんを収容したことは、合理性を欠き、違法である²。

（2）DV被害の影響により超過滞在となったことが窺われるこ

また、そもそも、¹⁰ ウィシュマさんのDV被害は、次のとおり深刻であり、かつ、DV被害の影響により超過滞在となったことが窺われる。

ア ウィシュマさんは元交際相手から暴力を受けていたこと

¹⁵ ウィシュマさんは、2017年12月から2020年8月19日まで、元交際相手と同棲していた（甲4の1・61頁）。

　　その交際期間中である2018年4月下旬頃以降、²⁰ ウィシュマさんは、在籍していた日本語学校との連絡が取れなくなったが（甲4の1・23頁）、その2か月前である2018年2月6日、²⁵ ウィシュマさんは、元交際相手から中絶薬を飲まされ、妊娠していた子を流産していた（甲30・被収容者面会簿：令和2年12月18日、甲4の3・別紙21）。

　　2020年10月、³⁰ ウィシュマさんの元交際相手は、名古屋入管にいる³⁵ ウィシュマさん宛に2回手紙を送り、⁴⁰ ウィシュマさんが警察に元交際相手のことを話したことを非難して、スリランカに帰国し

² なお、被告第1準備書面41頁で「…仮放免（中略）した上で所定の手続を進めるものとする。」と記載した部分のうち、「（中略）」として略されている部分には、「（即日仮放免を含む。）」が入る（甲12参照）。なにゆえ、わずかこれだけの文言を中略としたのか不可解である。

た場合は、探し出して罰を与えると脅してきた（甲4の1・62頁）。ウィシュマさんが2020年10月27日、元交際相手に発送した手紙（甲4の3・別紙22）には次のように記載されている。

「私にいっぱい殴った。いっぱい血出た（blood (=血)）

5 頭 傷トゥーミーやつた。

でも私もビザないから我慢だけ。」

イ ウィシュマさんは元交際相手から経済的に搾取されていたことが窺われること

10 ウィシュマさんは、交際期間中であった2018年4月頃から自動車部品工場で仕事をはじめ、同年9月以降、遅くとも同年11月から2020年4月23日までの間、静岡県内の弁当工場で働いていた（甲4の1・21頁及び22頁）。

15 ウィシュマさんは、自動車の購入代金である26万円を、元交際相手の代わりに立て替えていた（甲4の3・別紙20、甲31・面接結果報告書：令和2年9月7日）。

他方、沼津警察に出頭した2020年8月19日時点での所持金は、わずか1350円であった（甲4の1・23頁）。

20 その後、2021年1月4日にした1回目の仮放免許可申請の際に提出した仮放免申請理由書には、元交際相手から「金などを搾取された」旨が記載されていた（乙4・3枚目）。

ウ ウィシュマさんは交際期間中に在留資格を失ったこと

ウィシュマさんは、2017年12月から2020年8月19日まで、元交際相手と同棲していた（甲4の1・61頁）。

2018年9月21日、ウィシュマさんは難民認定申請をした。

25 元交際相手は同申請の理由につき「A氏（※ウィシュマさんのこと）と話し合い、日本に残るために難民認定申請をすることになり、お

互いの申請理由をそろえることにした。」旨を述べている。その後、在留期間更新不許可の処分がされ、交際期間中である2019年1月22日以降、ウィシュマさんは超過滞在となり、難民認定申請を取り下げた（甲4の1・22頁）。

5 エ 小括

10 ウィシュマさんはDV被害者である。それも、単に暴力を受けていただけではなく、経済的に搾取されていたことが窺われる。交際期間中、中絶をさせられたこと、留学に対応する在留活動が行えなくなっていたこと、また、元交際相手と理由を揃えて難民認定申請をしたこと、その後在留資格を失ったこと、在留資格がないため暴力を受けても我慢せざるを得ないと思い込まされていたことに鑑みれば、在留資格喪失の前後を通じて、元交際相手に継続的に支配されていたと考えるのが自然である。

15 これらは、ウィシュマさんが、DV被害の影響によって超過滞在となつたことをうかがわせる事情である。

したがって「ウィシュマ氏が元交際相手からのDV被害の影響により不法残留となつたといったことをうかがわせる事情は認められない」との被告の主張（被告第1準備書面42頁）は、誤りである。

(3) 小括

20 以上より、名古屋入管がウィシュマさんをDV被害者として取り扱うことをせず、漫然とウィシュマさんの収容を継続したことは、合理性を欠くから、2020年8月20日以降ウィシュマさんを収容し続けたことは恣意的な収容に当たり、違法である。なお、DV加害者であるウィシュマさんの元交際相手が2020年11月27日に職権で仮放免されているのに対し（甲4の1・61頁）、DV被害者であるウィシュマさんが仮放免されていないことは、明らかに不合理であり、

ウィシュマさんを収容し続けた名古屋入管の判断が不合理であることを如実に示している。

2 ウィシュマさんに逃亡のおそれはなく、収容の必要性がなかったこと

5 (1) 入管収容の目的は「送還のための逃亡の防止」であり、逃亡のおそれがない収容には必要性がないこと

入管収容の目的が、送還のための逃亡の防止にあることについては、争いがないものと思われる（在留活動の禁止が収容の目的とはなり得ないことは上記のとおり）。この点、被告においては、第1準備書面
10 36頁において、「退去強制手続における収容の目的は、第1に、送還のために身柄を確保するという点にある」と述べているが、これは逃亡の防止と同趣旨と解される。入管収容の目的が、逃亡の防止にあることは、前記規約人権委員会の一般的意見35（甲27）パラグラフ18において、「逃亡の個別的蓋然性」や「逃亡を防止するための報告義務」に言及されていることからも、明らかである（本準備書面
15 12頁参照）。

したがって、入管収容の目的が「送還のための逃亡の防止」である以上、逃亡のおそれがない場合は、収容の必要性を欠き、恣意的な収容となる。

20 (2) ウィシュマさんに逃亡のおそれはなかったこと

訴状13頁で述べたとおり、ウィシュマさんは2020年8月19日に自ら交番に出頭し、帰国したいと述べていたこと等からすれば、逃亡するおそれはなかった。これに対し、被告は「逃亡のおそれが認められた」と主張する（被告第1準備書面42頁）が、誤りである。

25 ア 客観的に逃亡のおそれがなかったこと

被告は、ウィシュマさんの連絡先電話番号に電話発信をしても応

答せず、ウィシュマさんの住居に呼出状を郵送しても返送されるなど、その所在が不明となったと主張する（被告第1準備書面42頁）が、誤りである。

2020（令和2）年8月20日付けの供述調書においてウィシュマさんは「居住地については、2018年6月頃から静岡県駿東郡にあるアパートで、警察に出頭するまで恋人（省略）と一緒に住んでいました。」と述べた（甲32・供述調書：令和2年8月20日）。

2019年2月15日付けの呼出状（甲33・呼出状及び封筒）における居住地は、2020年8月20日付け収容令書（乙2）における居住地及び同日付け違反調査書（甲34）における居住地の記載と同じである。

同呼出状が封入されていた封筒には、本人限定郵便であることが記されている（甲33・3枚目）。そして、同じ封筒には、2019年2月28日付け付箋に「保管期間を経過しましたのでお返しします」と記載されているにすぎない（甲33・3枚目）。そのため、
15
ウィシュマさんが郵便局からの到着通知書の記載を理解できず、受け取れなかった可能性も高い。呼出状が届かなかつたことから、
20
ウィシュマさんが住居を移すなどして所在が不明になったということはできない。

そうすると、ウィシュマさんは、在留資格を失った2019年1月22日よりも前から住んでいた場所に、引き続き住んでいたといえ、所在が不明になったとはいえない。

なお、
25
ウィシュマさんの仮放免後の居住地については、DV措置要領によれば、「…仮放免（即日仮放免を含む。）した上で所定の手続を進めるものとし、必要に応じ、婦人相談所に対して身体の一時

保護等について協力を求めるものとする」（甲12・5枚目）と規定されており、名古屋入管及び関係機関において、婦人相談所などの居住地の手配は可能であった。

イ　主観的に逃亡のおそれがなかったこと

5 上述のとおり、ウィシュマさんはDV被害を受けていたものの、在留期限を経過して滞在していたことから、公的機関による保護を求めることができないと考えていた（甲4の3・別紙22）。

10 しかしながら、元交際相手から家を追い出され、公的機関による保護を受けるべく、2020年8月19日に交番に出頭した。翌々日の面接ではスリランカに帰国したいと述べ帰国便への搭乗を希望し（甲35・面接結果報告書：令和2年8月21日）、また、それまでの在留経過につき、事実関係を偽ることなく詳らかに述べていた（甲32・供述調書：令和2年8月20日）。

15 仮に、仮放免後に逃亡をすることを予定しているのであれば、事実関係を詳らかにすることは将来の逃亡の妨げとなる。それにもかかわらず、偽ることなく詳らかに述べ、自身が在留資格を有しないことを認識してスリランカへの帰国便への搭乗を希望していることからすれば、ウィシュマさんは、送還されることを覚悟して、元交際相手からの加害を逃れるために公的保護を求めて自ら出頭したものといえる。

20 このようにして送還を覚悟したウィシュマさんに、送還を免れるために逃走する意図があったとはいえない。

(3) 小括

以上より、ウィシュマさんには逃亡のおそれはなかったため、収容の必要性がなかった。それにもかかわらず、被告がウィシュマさんを収容し続けたことは違法である。

3 送還がなされる見込みがなく、収容を続ける必要性がなかったこと

(1) 送還がなされる見込みのない収容も、必要性を欠くこと

上記のとおり、「送還のための逃亡の防止」が目的である以上、送還がなされる見込みがあることも、収容の要件となる。言い換えれば、
5 収容は退去強制手続による送還確保のための手段であるところ、送還
ができない場合、収容は手段としての必要性を欠く。送還がおよそな
されないので、収容を続けることは、退去強制手続を目的としない、
単なる懲罰的な収容となってしまうからである。

したがって、送還がなされる見込みがない場合も、収容の必要性を
10 欠き、恣意的な収容となる。

(2) ウィシュマさんは強制送還される見込みがなかったこと

2020年8月21日、入管職員は、当時、帰国を希望していたウ
イシュマさんに対し、スリランカへの国際便の運航が停止しており、
スリランカ大使館にチャーター便を手配する必要があること及び搭乗
15 待機者の数が多く帰国まで時間がかかることを告げた。また、その際、
帰国費用を自身で用意するよう告げた（甲35・面接結果報告書：令
和2年8月21日）。

同年9月4日、入管職員は、帰国費用のあてがなくなったと述べる
20 ウィシュマさんに対して、帰国費用支弁について自助努力を続けるよ
うにと告げた（甲31・面接結果報告書：令和2年9月7日）。

しかし、その後、ウィシュマさんが日本在留を希望するようになっ
た同年12月中旬頃までの間、スリランカへのチャーター便が手配さ
れることはなかった。

そうすると、名古屋入管は、収容を開始した2020年8月21日
25 の時点で、国費によって強制的に送還をするつもりがなく、スリラン
カへの国際便の運航が停止しており送還が困難であることを認識しな

がら、本来であればウィシュマさんの義務ではない帰国費用の自弁を強いて、収容を続けたといえる。

したがって、ウィシュマさんを現実には送還ができず、収容の目的を達成できなかつたことは明らかであったのであるから、収容をする必要性がなかつた。それにもかかわらず、被告がウィシュマさんを収容し続けたことは、恣意的な収容にあたり、違法である。
5

4 まとめ

以上のとおり、2020年8月20日以降の収容は、DV被害者であるウィシュマさんを収容した点で合理性がなく、逃亡のおそれもなかつたことから収容の必要性がなく、さらに、ウィシュマさんを送還する見込みがなかつたことからも収容の必要性がなかつたため、恣意的な収容にあたり、違法であった。
10

第4 1回目の仮放免許可申請について許可をせず収容を継続したことの

15 違法性

2021年1月4日にした1回目の仮放免申請に対して許可せずに収容を継続したことは、上記第3で述べた事情に加えて、①帰国させる圧力として収容を用いており、不当、違法な目的による収容にあたり、合理性を欠くこと、②仮放免申請において支援者による身元保証書や、
20 帰住先が示され、逃亡のおそれがないことが一層明らかになり、必要性を欠いていたこと、③送還の見込みがないまま収容が長期化し、必要性、比例性を欠き違法であったこと、④2021年1月下旬以降、健康不良が顕在化し、身体的又は精神的健康に対する影響が大きく、比例性を欠いていたため、恣意的であったことが明らかである。

25 以下、それぞれについて、詳述する。

1 帰国させる圧力として収容を用いており、不当、違法な目的による収

容にあたり、合理性を欠くこと

(1) ウィシュマさんが在留を希望するようになった経緯

上記のとおり、2020年8月20日以降の収容当初、5 ウィシュマさんは、帰国する意思を有していたが、名古屋入管は速やかに国費送還することなく、10 ウィシュマさんに帰国費用の自弁を求めながら、必要性のない収容を漫然と続けていた。そのような中、2020年10月、15 ウィシュマさんの元交際相手が、名古屋入管にいるウィシュマさん宛に2回手紙を送り、20 ウィシュマさんが警察に元交際相手のことを話したことを非難して、スリランカに帰国した場合は、探し出して罰を与えると脅してきた（甲4の3・最終報告書別紙19、20）。そのため、25 ウィシュマさんは恐怖で帰国できないと思うようになったが、名古屋入管の職員に対し、帰国しないとまでは言えずにいた。

しかし、2020年12月9日以降、支援者が15 ウィシュマさんに面会して、仮放免の保証人になることや、住居の提供を提案するようになってから、20 ウィシュマさんは、日本で在留し続けることも可能だとわかり、帰国せず~~25~~ 在留したいと職員に伝えた（甲36）。

ところが、それまでは圧力を加えることのなかった名古屋入管は、20 ウィシュマさんが在留の意思を示した途端、25 ウィシュマさんを「送還忌避者」として取り扱い、冷たく、高圧的に対応するようになった（甲36及び甲37・看守業務概況）。

名古屋入管がこのような態度を取った背景には、2018年8月24日に法務省入管が警備課長名で「送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成」という通達を出したことがある（甲38）。これは、全国の地方入管に対し、送還の実施目標の作成を義務づけた上、毎月の送還実施者数を法務省入管に報告することを義務づけ、送還実施を全国の地方入管の間で競わせようとしたのである。このような状況下

では、各地方入管は、送還実施者数を増やすため、収容を送還のための圧力として利用し、仮放免について厳しい態度をとるようになったのは必然である。

(2) 帰国させる圧力として収容を用いるのは、目的において明らかに不

5 当、違法であること

被告は、被告第1準備書面44頁において、「一度仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国指導する必要あり」との1回目仮放免不許可の理由を公然と認めており、収容継続を帰国への圧力に利用することを肯定している。しかしながら、退去強制手続において帰国を指導することは許されても、身体的・精神的な圧力として収容を用いることは別次元の問題であり、許されない。上記のとおり、入管収容の目的は、「送還のための逃亡の防止」であり、刑罰や懲罰であつてはならないのである。

この点、国連「移住グローバル・コンパクト」(甲39)は、20
15 16年の「難民及び移住に関する国連サミット」を受けて、2018年に国連総会で採択された文書であり、日本も採択において賛成し、世界152か国が賛成した文書であるが、同第29パラグラフ(c)には、以下のような記載がある(甲39・2枚目)。

20 「移住者が恣意的に収容されず、収容の決定が法律に基づき、比例的であり、正当な目的をもって、個人毎になされ、適正手続や手続的保護措置を完全に遵守して、入管収容が抑止力として推進されず、移住者に対する残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いとして用いられず、国際人権法に従うことを確保するよう入管収容に関する法律、政策、実務を見直し改訂すること」
25

この国際文書は、収容を圧力として利用すること、非人道的又は品位を傷つける取扱として用いることを禁じている。

(3) 1月4日以降の収容継続は、不当、違法な目的による収容にあたること

5 本件における収容は、ウィシュマさんに身体的・精神的な苦痛を与えて、望まぬ帰国を強要する目的で、収容を圧力として利用しようとしたものであった。これは、ウィシュマさんに対して非人道的な、品位を傷つける取り扱いを行ったものであり、明らかに不当、違法な目的による収容にあたる。このことは、仮放免の決裁において、「一度
10 仮放免を不許可にして立場を理解させ」と記したことからも明らかである。すなわち、約半年間も収容されたウィシュマさんの、自由になりたいという希望を敢えて挫くことで、帰国させようという動機が明らかに見て取れる。自由を求める人間に対する、非人道的な、品位を傷つける取り扱いに他ならない。これは、刑事手続でいうならば、自
15 白強要のために勾留を用いることが許されないと、何ら変わりはない。さらに、後述のとおり、1月下旬以降、ウィシュマさんの健康状態は目に見えて悪化していた状態であった。このような状態でありながら、敢えて仮放免を不許可にしようとしたことからは、ウィシュマさん
20 の健康状態、精神状態の悪化をも、帰国への圧力として用いようとしていたことが明らかであり、もはや拷問に等しい行為であった。

したがって、1回目の仮放免申請をした1月4日以降の収容継続は、不当、違法な目的によるため合理性を欠き、恣意的な収容に当たり違法である。

2 逃亡のおそれが一層なくなり、収容の必要性がなかったこと

25 (1) 仮放免後の確実な住居が提供されたこと

1月4日の仮放免許可申請後、1月13日には、支援者である眞野

明美さんの受け入れ住居に関する書類が入管に提出された（甲4の1・57頁、甲40）。ウィシュマさんにとって、入管から外に出て住むことのできる住居が提供されたのであるから、この時点で逃亡のおそれなど全く認めることはできなかった。

5 ウィシュマさんと仮放免後の住居を提供した眞野明美さんとの間には強い信頼関係が形成されていたことは、手紙等からも明らかであった。すなわち、ウィシュマさんは2020年12月後半から眞野明美さん宛に手紙を書くようになった。その内容はウィシュマさんの死後、眞野明美さんにより「ウィシュマさんを知っていますか?」というタイトルで出版されたが（甲41）、その中でウィシュマさんは眞野さんのことを信頼し、眞野さんの家での生活を強く望んでいたことを明らかにしている。ウィシュマさんが眞野さんに宛てて出した手紙にはウィシュマさんの愛すべき人柄がよく出ている。シンガーソングライターの眞野さんはこの翌年1月14日面会したウィシュマさんに入管の面会室でライブを行い「生命の讃歌」を歌ってウィシュマさんを励ましてあげたとのことである（甲41・50頁及び51頁）。

したがって、この1回目の仮放免申請時、逃亡のおそれは認められず、ウィシュマさんを収容する必要性は認められなかつたのであるから、ウィシュマさんを収容し続けたことは違法である。

20 （2）身元保証人が仮放免不許可の理由であるかのような被告主張は誤っていること

被告は1回目の仮放免申請について許可しなかつた理由について「ウィシュマ氏の1回仮放免許可申請の保証人であるS3氏が保証人となっている他の仮放免許可については、仮放免者による逃走等の事案が相当数発生していた」として、仮放免許可後、同氏（S3氏）がウィシュマ氏の逃亡を防止し、名古屋入管への出頭を確保することが

できるかについても疑義があったと主張する（被告第1準備書面43～44頁）。

しかし、2021年1月から2月にかけてS3さんが名古屋入管において保証人となった4人が仮放免許可されていて、不許可になったのはウィシュマさんだけであったから（甲42・なお、同年1月から11月までを含めると、S3さんが保証人となって仮放免が許可された人は11人に上る。）、ウィシュマさんの保証人がS3さんであったことは不許可の理由とは考えられず、被告の上記主張は根拠のない後付けのものでしかない。仮放免を許可された者が逃亡するのは、数年に及ぶ長期収容や、いつ終わるとも分からぬ無期限収容によって、彼らに恐怖を植え付けた結果、入管への出頭が耐えられなくなるほどの精神状態に追いやりられたからと思われ、保証人であるS3さんの責任では全くない。S3さんは古くから名古屋入管で仮放免される者の身元保証人をしており、名古屋入管も知らない人よりも、S3さんはよく知った安心できる人であったから他の申請者については仮放免を出しやすかったのである。

したがって、身元保証人がS3さんであったことが仮放免不許可の理由であるような被告の主張は事実ではない。S3が身元保証人となったことは、ウィシュマさんに逃亡のおそれがないことをより強める事情であり、収容の必要性がないことを示すものであった。

3 送還の見込みがないまま収容が長期化し、必要性、比例性を欠き違法であったこと

上記のとおり、送還の見込みがない収容は、必要性を欠き、違法であるが、それ以降も、さらに収容が長期化した場合は、必要性に加えて、比例性も欠き、収容は違法となる。

1回目の仮放免申請の時点で、ウィシュマさんの収容は4か月以上

にも及んでおり、なおも送還の見込みは立っていなかったのであるから、ウィシュマさんに対する収容は、必要性、比例性を欠き、違法である。

4 2021年1月下旬以降、健康不良が顕在化したウィシュマさんに対する収容は、比例性を欠き違法であったこと

5 (1) 身体的又は精神的健康に対する影響が大きい収容は、比例性を欠くこと

10 さらに、2021年1月下旬以降、ウィシュマさんは健康不良が顕在化しており、これ以上収容を継続することは、目的に対して比例性を欠き、違法であった。

(2) 名古屋入管は、ウィシュマさんの深刻な健康状態から目をそらして収容を継続したこと

15 1回目の仮放免申請後、原告ら第3準備書面13頁以下で述べるとおり、食欲不振と嘔吐により、ウィシュマさんの体の状態が急激に悪化した。しかし、名古屋入管はウィシュマさんの救命を真剣には考えなかつた。

20 1月下旬からウィシュマさんの健康状態が目に見えて悪化していく中で、それを目の前で見ていた支援者たちは、ウィシュマさんがなかなか仮放免されず、外部病院で救命措置を受けることもできなかつたので、名古屋入管に対し、ウィシュマさんの命の危険性を書面で知らせるとともに(甲4の1・92頁及び93頁、甲43・面接記録書)、マスコミにもそれを知らせた。こうしたところ、一部のマスコミは、どうしてウィシュマさんが外部病院の治療を受けることができないのか名古屋入管に取材をした(甲44・電話記録書)。

25 2月4日付けの応接者大野顕良作成の「報道応接完了報告書」(甲45・報道応接完了報告書)を見ると、そこには名古屋入管処遇首席

の田中某が貼り付けたメモに、「脱水状態とはほど遠い状態」「支援者による一方的かつ恣意的に事実無根ともいえる情報で、報道機関には当方に非があるかの如く捉えられかねず、これに対抗するためには、本件のごとく支援者を通じて自己のことをマスコミに訴えるような被
5 収容者については、当局としても本人の同意を得た上で（略）、可能な範囲で個人情報を提供し、取材に応じるなどの方法を検討してはいかがか」と記している。これは、ウィシュマさんが自力で歩行できなくなり面会室に車椅子で現れた2月3日の直後のことであるが、ウィ
10 シュマさんが詐病を装っていると処遇の責任者が認識していたことを示している。しかもこの書面には局長、次長以下の名古屋入管の主だった幹部の決済印が押されているのであり、上記メモはこれら幹部が決裁段階で読み、何ら異議を唱えなかつたと思われるので、名古屋入管全体がこの処遇首席と同様の詐病の認識を有していたと見ることができる。

15 名古屋入管は、1回目の仮放免申請の後、ウィシュマさんの健康状態が上記のように悪化していたから、ウィシュマさんをこのような苦痛から速やかに解放すべきであった。しかし、それは実施されなかつた。その原因の1つは、被収容者に対するこのような歪んだ見方であつたが、このような歪んだ見方に、何ら正当性は見出せない。

20 このように、ウィシュマさんの健康不良が顕在化したウィシュマさんに対する収容は、比例性を欠き、恣意的収容にあたり違法である。

5 まとめ

以上のことおり、ウィシュマさんの1月4日付けの仮放免許可申請に対して、許可せず収容を継続したことは、それ以前の事情に加えて、帰国させるために圧力をかける目的で収容を用いており、合理性を欠くと共に、逃亡のおそれがないことが一層明らかになっていたため必要性を欠

き、収容が長期化したにも関わらずなおも送還の見込みがなかつたため必要性、比例性を欠き、さらに、2021年1月下旬以降、健康不良が顕在化し、収容の比例性を欠いていたため、恣意的な収容に当たり、違法であった。

5

第5 2月15日前後に仮放免せず収容を継続したことは違法である

2021年2月15日、ウィシュマさんは2回目の尿検査を受けた。

原告ら第3準備書面19頁以下で述べるとおり、その尿検査の結果はウイシュマさんの飢餓状態と、肝臓と腎臓の異常を示すものであった。

ところが、ウィシュマさんの身体の重大な異常を知らせる数値が出ていたにも関わらず、名古屋入管はウィシュマさんに対し必要な治療は何もしなかつた。

その日から2月21日までの間の約1週間、ウィシュマさんは官給食を全く摂食することができなかつた。ウィシュマさんの飢餓状態や脱水状態は一層進行し、トイレに行くのに足に力が入らず、介助を要請することが多くなり、また、体全部の痛みを訴え、うめき声を何回も発するようになった。ウィシュマさんに接する者はすべてウィシュマさんが重篤な状態にあることを把握できたことは明らかである。

それ以前の事情に加えて、さらに、このような重篤な健康状態であるにもかかわらず、請求、または職権による仮放免をせずに収容を継続したことは、比例性を欠くことが明らかであり、違法である。

第6 2月22日以降2回目の仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことは違法であること

2月22日から3月6日までの収容の違法性については、監視カメラのビデオ映像の提出を受けてから、主張を追加する。

以上